

傍聴要領

愛媛県地域と学校の連携・協働体制構築推進協議会

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、2月17日（月曜日）午後2時00分（会議の開催予定時刻）までに、会場（にぎたつ会館1階芙蓉の間）前の受付で氏名及び住所を記入のうえ、事務局職員の指示に従って会場に入室して下さい。

（受付開始は、2月17日（月曜日）午後1時45分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方（以下「傍聴者」という。）は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) 携帯電話等を使用しないこと。
- (5) 会議の秩序を乱し、又は進行の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、事務局職員の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴者が、前記2の各事項のいずれかに違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。